

### 3 給与支払報告書提出後の訂正について

#### (1) 給与支払報告書の内容に誤りがあった場合

訂正後の給与支払報告書を作成し、**摘要欄に「訂正分」と朱書き**して再提出ください。

#### (2) 納付方法が変更となる場合

「給与所得者異動届出書」または「普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書」を提出することで変更できます。給与支払報告書での変更はできませんのでご了承ください。

様式は福島市ホームページよりダウンロード可能です。

##### ①退職・転勤などの異動で 普通徴収または別の給与支払者から特別徴収になる方

⇒「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

##### ②採用や再雇用などで 新たに特別徴収になる方

⇒「普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書」をご提出ください。

**提出期限：令和7年4月15日(火)**

※ 提出期限後提出の場合、令和7年度当初(5月中旬頃)送付の特別徴収税額通知書に反映されませんので、ご了承ください。

### 4 その他

#### (1) 電子申告について

給与支払報告書においては、前々年の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合は、エルタックスまたは光ディスク等による提出が義務づけられています。

エルタックスを利用した電子申告にかぎり、インターネットを通じて特別徴収税額通知(特別徴収義務者用、納税義務者用)を受け取ることが可能です。事務の効率化につながりますので、ぜひご利用ください。

エルタックスの詳細と新規利用手続きは、下記サイトをご覧ください。

#### ※eLTAX(エルタックス)地方税ポータルシステム

ホームページ URL:<https://www.eltax.lta.go.jp>



#### (2) マイナンバー制度施行に伴うお知らせ

特別徴収義務者(事業主)が納税義務者(従業員)の個人番号を収集することについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第6条において定められています。

下記各様式にマイナンバー及び法人番号を漏れなく記載いただきますようお願いいたします。

- ◆給与支払報告書(総括表・個人別明細書) ◆給与所得者異動届出書
- ◆市民税・県民税特別徴収に係る納期特例申請書 ◆退職所得等の分離課税に係る納入申告書

#### 給与支払報告書の提出先・お問い合わせ

〒960-8601 福島市五老内町3番1号(2階)

担当:福島市役所 財務部 市民税課 市民税第一係

電話:024-535-1111(代表)内線 2426~2428 024-525-3791(直通)

福島市ホームページアドレス:<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>



## 令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出と作成について

### 1 給与支払報告書の提出について

#### (1) 作成対象者

令和6年中に支払われた給与がある方(令和6年中の退職者や、短期雇用・アルバイト・パート等の方を含む)

※支払給与総額が30万円以下でも大切な課税資料になりますので、提出のご協力をお願いいたします。

#### (2) 提出先

給与の支払を受けている方が 令和7年1月1日現在 住民登録をしている市区町村(または実際にお住まいの市区町村)にご提出ください。

#### (3) 提出方法 ※次のいずれかの方法で提出してください。

- ① エルタックスによる電子申告(詳しくは4 その他(1)電子申告について をご確認ください。)
- ② 郵送
- ③ 市民税課窓口へ提出(各支所、出張所では提出できません。)

#### (4) 提出期限

**令和7年1月31日(金)**

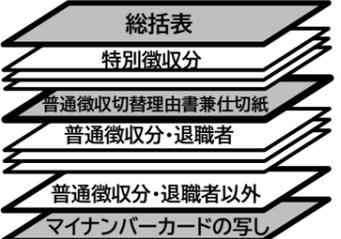
※提出期間は窓口が大変混み合いますので、エルタックスまたは郵送にて1月15日(水)頃までの早期提出にご協力をお願いいたします。

#### (5) 提出書類

下記の書類を【イメージ】のように並べてご提出ください。

- ① 「給与支払報告書(総括表)」1枚 ⇒本チラシ3ページ参照
- ② 「給与支払報告書(個人別明細書)」1人につき1枚 ⇒本チラシ2ページ参照
- ③ 「普通徴収切替理由書兼仕切紙」⇒詳しくは原本に記載しております。
- ④ 個人事業主様のマイナンバーカードの写し(個人事業主様のみ)

【イメージ】



### 2 「給与支払報告書」の作成と注意点について

□福島市への報告者がいない場合、総括表の報告人員の合計欄に「0」と記載のうえ提出してください。

□従業員(パート、アルバイト、役員を含む)にかかる個人住民税は特別徴収(給料天引き)を行っていただくことになっています。

□普通徴収切替理由書兼仕切紙に記載のa~fの理由に該当する場合にのみ、普通徴収(本人納付)とすることが可能です。

※理由の記載がない等により納付方法の判断がつかないときは、特別徴収とさせていただきます場合があります。

※エルタックスまたは光ディスク等で給与支払報告書を提出される場合も、普通徴収切替理由書を添付していただくか、個人別明細書の摘要欄に普通徴収の理由(a~f)をご記載願います。

□乙欄に○がついているものについては普通徴収とさせていただきます。

□退職される方も、再雇用等のために特別徴収を継続することが確定している場合は、退職年月日を空欄にし、特別徴収分として提出してください。

給与支払報告書の記載方法



給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

令和7年1月1日現在の住民登録地の住所または生活の本拠地とする住所(退職については退職時の住所)

住所: 福島市五老内町3番1号

氏名: 福島 一郎

扶養親族人数の記載もれと、年齢要件にご注意ください。また、扶養者氏名と一致しているか確認してください。  
※控除対象扶養親族の数・扶養親族氏名の記載がもれと、正しく控除が受けられない場合があります。

扶養控除	年齢要件(生年月日)
特定扶養親族	19~22歳 (H14.1.2~H18.1.1)
老人扶養親族	70歳以上 (S30.1.1以前生)
一般扶養親族	16~18歳 (H18.1.2~H21.1.1) 23~69歳 (S30.1.2~H14.1.1)
年少扶養親族	16歳未満 (H21.1.2以降生)

給与・賞与: 6,000,000円

前職 うつくしま株式会社 R6.4.30退職  
給与1,500,000円 社会保険料86,250円 源泉徴収額38,070円

住宅借入金等特別控除がある場合は、国税庁が発行する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に記載してください。

同一生計配偶者※1(控除対象配偶者を除く)は「氏名(同配)」と記載してください。

退職所得を有する配偶者・扶養親族等※2を市県民税では控除対象とする場合、「(退)氏名」と必要事項を記載してください。

【重要】前職分(他事業所分)を含んで報告している場合、前職分を例のとおり記載してください。

個人別明細書の摘要欄に前職分(他事業所分)の記載が無く、他事業所から報告があった場合は合計した収入で課税されます。

支払者: ふくのしま株式会社 (電話) 024-555-1111

7 給与支払報告書(個人別明細書)

※2 退職所得を有する配偶者・扶養親族等で、市・県民税の扶養控除等は適用できる場合の記載について

退職所得を有する配偶者・扶養親族等で、退職所得を除いた所得が扶養控除等の適用範囲の場合、以下の事項を摘要欄に記載してください。

配偶者控除・扶養控除を適用する場合	配偶者特別控除を適用する場合
(退)控除対象者氏名	(退)配偶者氏名
扶養区分: 控配・老配・特定・老人(同)または老人(別)・その他	「配特」と記載
障害: 普障・特障(同)または特障(別) ※被扶養者が該当する場合のみ記載	見込み合計所得(退職所得を除く金額)
ひとり親・寡婦: どちらか記載 ※扶養主が該当する場合のみ記載	
非居住: 「非居住」と記載 ※被扶養者が該当する場合のみ記載	
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に被扶養者の個人番号を記載(2ページの★部分)	

※給与支払報告書(個人別明細書)の詳しい記載方法は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)もしくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

福島市様式の給与支払報告書(総括表)の記載例

7 給与支払報告書(総括表)

事業所番号(指定番号): 9111111

福島市長 令和7年1月13日提出

法人番号または個人番号: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 1

フリガナ: フクノシマカブシキカイシャ

受給者総人員: 330人

特別徴収: 270人

f 退職者: 10人

普通徴収: 30人

市への報告人員: 310人

合計: 310人

登記上の所在地: 福島市五老内町1-1-1

送付先: 〒960-0011 福島市栄町3

連絡者の氏名 所属課係名 電話番号等: 人事部給与係 桃井 りんたろう 電話番号 024-535-1111

委託先・関与税理士氏名: もりん会計事務所 林 桃太郎 電話番号 024-555-2222

変更箇所は朱書訂正してください。

法人番号(個人事業主は個人番号)を記載してください。

個人事業主の方で、印字されている名称が屋号の場合は個人事業主様の氏名、所在地が住民登録地以外の場合、住民登録地を追記してください。

「福島市への報告人員」欄は、特別徴収・普通徴収・退職者・普通徴収・退職者以外の各区分に該当する人数(個人別明細書の枚数を「普通徴収切替理由書兼仕切紙」に記載してください。

報告内容を問い合わせる際の連絡先を記載してください。また、委託会計事務所等があれば記載してください。

【重要】自社様式等の個人市・県民税の納付方法の記載欄が無い様式をお使いになる場合は、右記のとおり記載いただくか、福島市様式の総括表・普通徴収切替理由書兼仕切紙も作成し、あわせて提出してください。

受給者総人員	330人
報告人員	特270 普退職10 普退職以外30

## 定額減税額の記載について

年末調整をした給与等の場合、令和 6 年分所得税の定額減税に関する事項を摘要欄に次のように記載することになっております。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額が無い場合は「控除外額 0 円」

※年末調整をしない給与等の場合は令和 6 年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

※詳しい記載方法は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。